

「子ども・子育て支援事業計画」について

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

〇5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

- ・子ども・子育て支援法により全自治体に策定を義務付け
- ・国の「基本指針」に即して策定
- ・事業計画は子どもの数、子どもの保護者の教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域子ども・子育て支援事業の「潜在ニーズ」を含めた利用意向などを勘案して作成する。
- ・市は子どもと保護者の置かれている環境その他の事情を把握し、それらを勘案して計画を作成するよう努める。
- ・市が計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会その他合議制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならない。

2. 主な記載事項

(1) 必須記載事項

○区域の設定

・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める。

○各年度における教育・保育の見込み量、提供体制、実施時期

- 各年度における教育・保育の量の見込みとその算定にあたっての考え方
 - 市全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分(注)ごと(加えて3号認定子どもは0歳と1、2歳の区分ごと)の教育・保育の量の見込み
 - 満3未満の子どもについては保育利用率
- 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
 - 認定区分ごと(3号認定子どもは0歳と1、2歳の区分ごと)に、教育・保育施設と地域型保育事業の別に設定

<イメージ>

	1年目				2年目				3年目					
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり		
	(1号)	(2号)	(3号)		(1号)	(2号)	(3号)		(1号)	(2号)	(3号)			
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	300人	100人	200人	300人	300人	100人	200人	300人	300人	100人	200人		
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)		300人	300人	50人	100人	300人	300人	70人	140人	300人	300人	70人	140人
	地域型保育事業				10人	20人			20人	40人			30人	60人
②-①	0	0	▲40人	▲80人	0	0	▲10人	▲20人	0	0	0	0		

(注) 子どもの区分(=認定区分)(子ども・子育て支援法第19条第1項)

- ①満3歳以上の子ども、保育の必要なし : 1号認定子ども : 幼稚園児のイメージ
 - ②満3歳以上の子ども、保育の必要あり : 2号認定子ども
 - ③満3歳未満の子ども、保育の必要あり : 3号認定子ども
- } : 保育園児のイメージ

○地域子ども・子育て支援事業の見込み量、提供体制、実施時期

・各年度における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みとその算定にあたっての考え方

・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容と実施時期

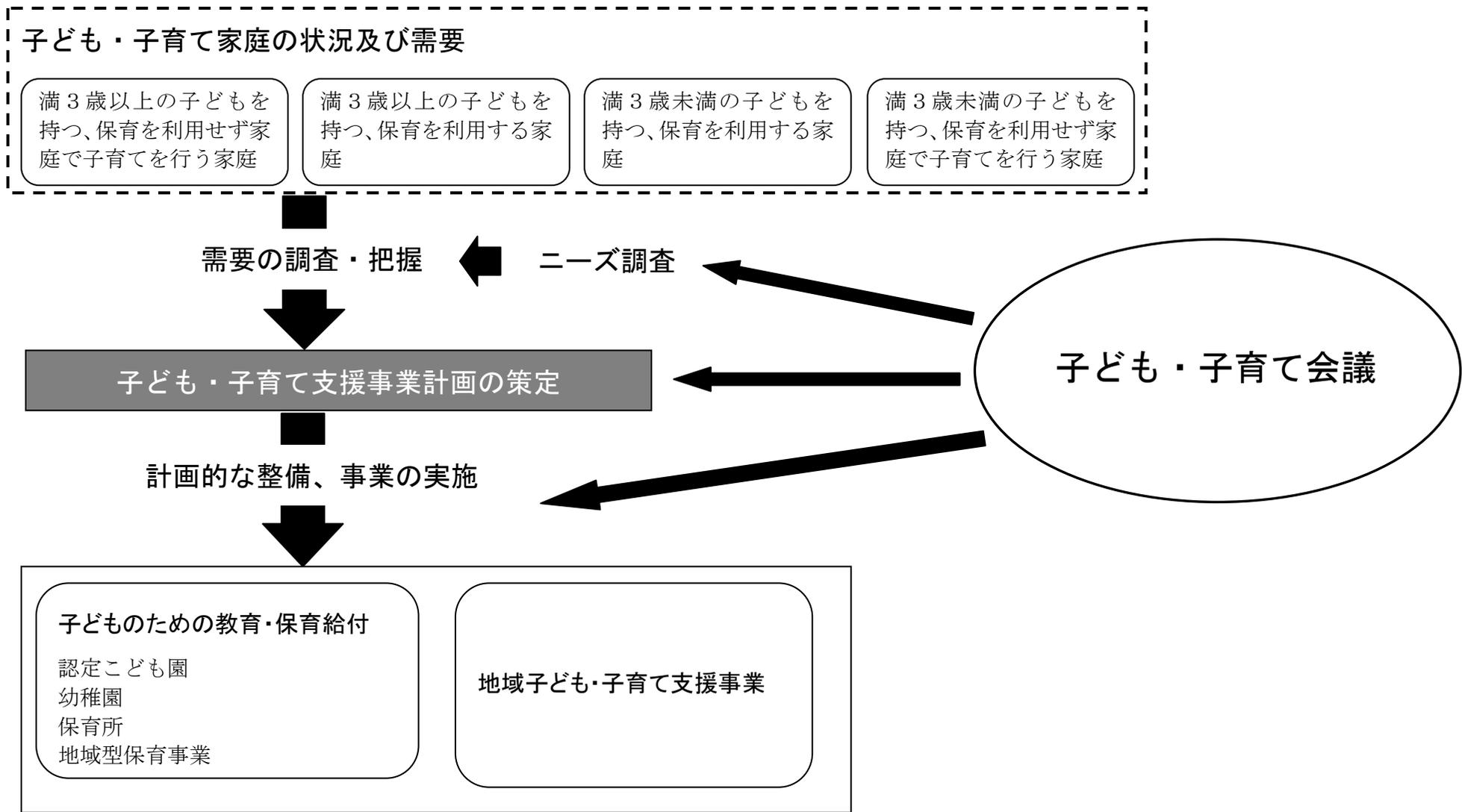
<イメージ>

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0
放課後児童クラブ	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

...

...

・
・ ※事業ごとに記載
・



(2) 任意記載事項

○産後休業、育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供、相談支援等や教育・保育施設の計画的な整備等、市の実情に応じた施策

○専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・社会的養護体制の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実等

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに関する施策
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備に関する施策

3. 計画の位置づけ

(1) 本事業計画の位置づけ

○「すこやか未来アクションプラン」(後期計画年度:22年度～26年度)及び「新潟市保育園再編基本計画」(計画年度:19年度～26年度)の次期計画

- ・母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法)を包含する。
- ・関連する他の行政計画との整合性を図る。